

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第12回期日（20220221）で陳述されたものです。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

第18準備書面

（被告第6準備書面について）

2022年（令和4年）2月16日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大 畑 泰次郎

同 寺 野 朱 美

同 三 輪 晃 義

同 山 岸 克 巳

同訴訟復代理人

同 佐 藤 倫 子

同 宮 本 庸 弘

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第12回期日（20220221）で陳述されたものです。

被告は、第6準備書面において、なおも、同性婚を定めていない民法及び戸籍法の規定は憲法24条及び14条1項に違反するものではない旨主張する。

しかし、その主張の内容は、被告の従前の主張の繰り返しでしかなく、原告ら主張に対する反論となるものではない。

例えば、被告は、本件の本質的な問題は「婚姻について同性愛者と異性愛者との間の性的指向による差異を結果として生じさせる本件諸規定の立法目的に合理的な根拠がなく、又はその手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において著しく不合理なものといわざるを得ないような場合であって、立法府に与えられた広範な裁量を逸脱し又は濫用するものであることが明らかであるかどうか」であると規範を定立しているが（32頁）、この点も被告第5準備書面17頁の繰り返しである。

この被告の主張は、①現行の婚姻制度を越える新たな法制度の創設が憲法上義務づけられるかが問題である、②これを検討するうえで立法府に広範な裁量が認められるという従前の被告の主張に基づいて規範を定立したに過ぎず、従前の被告の主張の枠組を越えるものではなく、そして上記①②については既に原告らは第14準備書面で反論済みである。

原告らは、その主張の裏付けとして、これまでも木村草太教授（甲A227）外の多数の研究者意見書を提出してきたが、今回、大野友也教授意見書（甲A589）及び渋谷秀樹教授意見書（甲A590）を提出する。

ちなみに、被告は、第6準備書面7頁でいくつかの学説（乙15～17）を断片的に引用して、憲法は「両性」の一方を欠き当事者双方の性別が同一である場合に婚姻を成立させることをそもそも想定していないというべきであると述べている。

しかし、渋谷教授は、従前は「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは憲法の文言上困難である」（渋谷・前掲『憲法』4

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第12回期日（20220221）で陳述されたものです。

63頁〔第3版〕）としていたが、これは、異性間の関係だけが法的保護に値し同性間の関係は保護に値しない劣ったものとする社会通念を科学の面から支えていた精神医学と心理学において上記の知見の変更があったことを不覚にも知らずに記したものであり、この見解は誤りであったことを確認し、次の改訂では「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説する旨述べている（甲A590・15頁）。

このように、およそ学説を引用・紹介するにあたっては、被告のように学説の文脈・背景と切り離して断片的に引用するのではなく、「『婚姻』についての規範命題の流動性」（甲A590・8頁）も踏まえつつ、なされるべきである。

以上